

資産税課情報 第4号 昭和49年3月28日 国税庁直税部資産税課

使用賃借にかかる土地についての相続税及び贈与税の取扱いに関する経過措置の概要

昭和48年11月1日付直資2-190、直所2-77、直法2-93[「使用賃借にかかる土地についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達の運用について]通達の「6 経過的取扱い」の定めに基づき、各國税局で定めた経過的取扱いの概要是、別紙のとおりである。

使用賃借にかかる土地についての相続税及び贈与税の取扱いに関する経過措置の概要						
	庁通達	東京	関信	大阪	名古屋	金沢
②	月昭二二年五月一日以前	次の事項については局で定める。 A 土地の使用賃借の開始時ににおける贈与税の課税の有無	① 昭和22年5月3日から昭和33年12月31日まで 課 稅	① 庁通達に同じ。 ② 非課税	① 庁通達に同じ。 ② 非課税	① 庁通達に同じ。 ② 非課税
	昭和二二年五月三日から昭和三九年一二月三一日まで	B 土地の使用賃借の開始時ににおける贈与税を課税した場合の課税の有無	① 昭和22年5月3日から昭和25年12月31日まで 非課税	① 昭和22年5月3日から昭和25年12月31日まで 非課税	① 昭和22年5月3日から昭和26年1月1日から昭和32年12月31日まで イ 借主が土地の所有者の配偶者又は直系血族であるもの(課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税	① 昭和22年5月3日から昭和25年12月31日まで イ 借主が土地の所有者の配偶者又は直系血族であるもの(課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税
			② 昭和29年1月1日から昭和39年12月31日まで イ 夫と妻、親と子、祖父母と孫等特殊關係がある者相互間ににおける贈与税の課税の有無	② 昭和29年1月1日から昭和39年12月31日まで 非課税	② 昭和34年1月1日から昭和39年12月31日まで イ 夫と妻、親と子、祖父母と孫等特殊關係がある者相互間ににおける居住用の建物の所有を目的とするもの(納税者の申出により課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税	② 昭和34年1月1日から昭和39年12月31日まで イ 夫と妻、親と子、祖父母と孫等特殊關係がある者相互間ににおける居住用の建物の所有を目的とするもの(納税者の申出により課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税
			③ 昭和33年1月1日から昭和39年12月31日まで イ 借主が土地の所有者の配偶者又は直系血族であるもの(課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税	③ 昭和33年1月1日から昭和39年12月31日まで イ 借主が土地の所有者の配偶者又は直系血族であるもの(課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税		
					課 稅	課 稅

③	札幌	仙台	広島	高松	福岡	熊本
月昭二年以前 日二二二前年五	序通達に同じ。	序通達に同じ。	序通達に同じ。	序通達に同じ。	序通達に同じ。	序通達に同じ。
昭和二二二年五月三日から 昭和三九年一二月三一日まで	① 昭和22年5月3日から 昭和29年12月31日まで 非課税 ② 昭和30年1月1日から 昭和33年12月31日まで イ 親族間におけるもの 非課税 口 イ以外のもの 課税 ③ 昭和34年1月1日から 昭和39年12月31日まで 非課税	① 昭和22年5月3日から 昭和28年12月31日まで 非課税 ② 昭和29年1月21日から 昭和33年12月31日まで イ 夫婦、親子等間にお けるもの 非課税 口 イ以外のもの 課税 ③ 昭和34年1月1日から 昭和39年12月31日まで イ 夫と妻、親と子、祖父 母と孫等特殊關係がある者 相互間ににおけるもの 非課税 口 イ以外のもの 課税	① 昭和22年5月3日から 昭和28年12月31日まで 非課税 ② 昭和29年1月21日から 昭和33年12月31日まで イ 夫婦、親子等間にお けるもの 非課税 口 イ以外のもの 課税 ③ 昭和34年1月1日から 昭和39年12月31日まで 非課税	課税 非課税	課税 非課税	課税 非課税

④	庁通達	東京	関信	大阪	名古屋	金沢
	A 土地の使用賃借の開始時ににおける贈与税の課税の有無 暫定執務基準通達による 課税対象事業 課 稅	次の点を除き庁通達に同じ。 暫定執務基準通達による非課税対象事業のうち「建物と当該建物にかかる敷地を併せて所有する者から建物のみの贈与を受け、土地の使用賃借の開始が始めたもの」	次に示すとおり A 申出書の提出を要件とする非課税対象事業(申出書を提出せず、課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税 B 土地の使用賃借の開始時ににおいて贈与税を課税した事案又は贈与により取得した相続税又は贈与の課税の有無 課 税	次に示すとおり A 土地の使用賃借の開始時ににおける贈与税の課税の有無 非課税 B 土地の使用賃借の開始時ににおいて贈与税を課税した事案又は贈与により取得した相続税又は贈与の課税の有無 課 税	次に示すとおり A 土地の使用賃借の開始時ににおける贈与税の課税の有無 非課税 B 土地の使用賃借の開始時ににおいて贈与税を課税した事案又は贈与により取得した相続税又は贈与の課税の有無 課 税	次に示すとおり A 土地の使用賃借の開始時ににおける贈与税の課税の有無 非課税 B 土地の使用賃借の開始時ににおいて贈与税を課税した事案又は贈与により取得した相続税又は贈与の課税の有無 課 税
	昭和四〇年一月一日から昭和四二年一二月三一日まで	次に示すとおり A 申出書の提出を要件とする非課税対象事業(申出書を提出せず、課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税 B 土地の使用賃借の開始時ににおいて贈与税を課税した事案又は贈与により取得した相続税又は贈与の課税の有無 課 税				
	昭和六四年四月一月一日から昭和六六年三月三一日まで	次に示すとおり A 土地の使用賃借の開始時ににおける贈与税の課税の有無 非課税 B 土地の使用賃借の開始時ににおいて贈与税を課税した事案又は贈与により取得した相続税又は贈与の課税の有無 課 税				
	昭和四九年一月二十六日付直資第219号	各國税局の通達番号 昭和49年1月26日付直資第219号	次に示すとおり A 申出書の提出を要件とする非課税対象事業(申出書を提出せず、課税した事実が明らかなるものを除く。) 非課税 B 土地の使用賃借の開始時ににおいて贈与税を課税した事案又は贈与により取得した相続税又は贈与の課税の有無 課 税			

昭和49年1月17日付名局資13、名局所18、名局法16、昭和49年3月19日付名局資7号
昭和49年1月10日付大局直資1-119
昭和49年1月18日付開局直資(審)第7号
昭和49年1月10日付直資第90号
昭和49年1月18日付直資第21
17、名局所24、名局法21

⑤	札幌	仙台	広島	高松	福岡	熊本
一昭二月四〇年一月一日まで	一昭三一年一月一日から	一昭四二年	一昭通達に同じ。	一昭通達に同じ。	一昭通達に同じ。	一昭通達に同じ。
一昭二月四三年一月一日まで	一昭三一年一月一日から	一昭四六年	一昭通達に同じ。	一昭通達に同じ。	一昭通達に同じ。	一昭通達に同じ。
一昭四八年12月3日付札局直資1-140、直所1-146、直法2-174	一昭四八年12月11日付資第183号、所総第234号、法第410号	一昭四八年11月16日付広局昭和48年12月16付高局資直資第569号	一昭四八年12月16付高局資第21号、法第41号、直所第25号、直法(法)例第19号	一昭四九年1月28日付福局直資(相)第12号	一昭四九年1月21日付熊局資第183号	一昭四八年11月21日付